平成２２年（フ）第１０４号
千葉県山武市大木766番地15　ロイヤルコーポ101
債務者　鈴木　康雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
岐阜県中津川市茄子川1141番地の23、住民票上の住所岐阜県多治見市幸町５丁目24番地
債務者　渡邉　増男
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１７号
岐阜県土岐市泉町大富211番地の４　コーポマル三２－Ｂ号
債務者　早川　邦夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２９１１号
大阪府八尾市山本町北４丁目１番18号
債務者　馬場　利夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０８号
大阪府交野市倉治２丁目11番13号
債務者　吉本　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４２７号
大阪市住吉区万代３－２－23　１－２、住民票上の住所大阪市城東区永田４丁目１番26―2010号
債務者　阿部　隆行
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３９号
大阪府門真市新橋町15番２号
債務者　三原　璋子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４３号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目16番20―404号
債務者　稲村　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４４号
大阪市東淀川区東淡路１丁目３番１―105号
債務者　山下　景子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０２号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―509号
債務者　長部　潤一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２１号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目２番６―305号
債務者　近江　照代
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７１号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番25―501号
債務者　橋本　洋美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３２号
大阪府八尾市高安町南２丁目96番地若葉園北棟106号
債務者　三宅清美枝
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０９号
大阪府枚方市東山２丁目26番地の２
債務者　森　　宏子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２１号
大阪市城東区放出西２丁目16番10号栄荘211号
債務者　阿部みゆき
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３１号
大阪府茨木市東宮町１番34号
債務者　久保なをゑ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３２号
大阪市東淀川区豊新１丁目17番14号エトワール豊新303号
債務者　森田恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部